

## 中国—原材料輸出規制に関する措置

(WT/DS394, 395, 398/R)

(WT/DS394, 395, 398/AB/R)

専修大学 西元宏治

### はじめに

世界的な食糧・天然資源の価格高騰を背景として、途上国・新興国を中心に広がる財政収入、国内産業保護、国内供給確保などを主な目的とする輸出規制については、近年、国際貿易の問題として関心を集めてきた<sup>1</sup>。日本においても、2010年の尖閣諸島沖における中国漁船とその取り締まりをめぐる一連の経緯による日中間の緊張状態を背景に、中国にその供給の大部分を依存する原材料の供給停滞・減少するという事態に直面することになった。本件もこうした各種天然資源の輸出規制に対応する事案として広く注目を集めることになった。

本件において、WTO パネル及び上級委員会は、米国、メキシコ、EUらの主張を受け入れ、中国による原材料輸出規制に関する措置が、数量制限を一般的に禁止する GATT11 条 1 項や中国 WTO 加盟議定書 11.3 条等に違反すると認定し、またこれらの措置について、例外条件を定めた GATT11 条 2 項や GATT20 条 (g) などの援用による正当化は認められないとする報告書を公表した。

以下、本稿では、本件報告書の事実関係と判断の概要を紹介した上で (I. 事案の概要、II. パネル報告書及び III. 上級委員会報告書における判断の概要)、WTO 協定及び中国加盟議定書の解釈について、その先例としての意義を検討する (IV. 本件の意義と今後の課題)。

## I. 事案の概要

### 1. 紛争の経緯

2009年6月、米国とEUは、中国に対し、中国が、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の9品目及び同9品目を使用した加工品・半加工品に対して課している各種の輸出制限に

---

<sup>1</sup> 途上国・新興国を中心とした輸出規制の動向については、経済産業省『2011年版 不公正貿易報告書』231-257頁、川島富士雄「中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応 (特集 経済のグローバル化と国際経済法の諸課題) (グローバル化の中での国益保護)」『ジュリスト』1418号 (2011年) 38-40頁参照。

ついて<sup>2</sup>、WTO 紛争解決了解 4 条に基づく協議を要請した（同年 8 月にはメキシコも協議要請）。

当該協議が不調に終わったため、11月4日にパネルの設置が要請され、12月21日に設置された。翌年3月29日に以下のメンバーによってパネルが構成された。

議長：Mr. Elbio Rosselli（ウルグアイ）  
Ms. Dell Higgie（ニュージーランド）  
Mr. Nugroho Wisnumurti（スリランカ）

審理の結果、2011年7月5日にパネル報告書（WT/DS394, 395, 398/R）が配布された。これに対して、中国は本件報告書の内容を不満として、2011年8月31日、上級委員会に上訴した。

上級委員会は、以下のメンバーによって構成され、2012年1月30日にパネル報告書の結論を支持する報告書（WT/DS394, 395, 398/AB/R）を配布した。

議長：Mr. Ricardo Ramírez-Hernández（メキシコ）  
Ms. Jennifer A. Hillman（米国）  
Mr. Shotaro Oshima（日本）

## 2. 請求対象となった措置と違反が申し立てられた規定

本件では、上記の 9 品目に対して、米国とメキシコ、そして EU は、中国が課した一連の措置とこれらの措置の運用について、下記の申立てを行った<sup>3</sup>。（paras. 2.1-3.4）

### 2-1. 輸出税

ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛に課された臨時輸出税は、加盟議定書 11.3 条に違反する。

黄リンに課された特別輸出税は、加盟議定書 11.3 条に違反する。

---

<sup>2</sup> 中国による輸出規制の背景と概観については、川島、前掲論文、38-40 頁及び水野亮・成ヒョン「中国のレアメタルに関する貿易・投資制限的な措置について」（日本貿易振興機構）JETRO WTO/FTA Column Vol. 50(2008/1/9)。また個々の措置の詳細については、輸出税（paras. 7.59-7.63）、輸出割当（paras. 7.172-7.201）、輸出許可制度（paras. 7.879-7.7.890）、最低価格制度（para. 7.984）を参照。

<sup>3</sup> 本稿では、米国及びメキシコの申立て内容を中心に整理を行った。

## 2-2. 輸出割当

ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイトに対する輸出割当と亜鉛に対する輸出禁止措置は、GATT11 条 1 項、加盟議定書 1.2 条及び作業部会報告パラ 162 及び 163 に違反する。

### 2-2-1. 輸出割当の申請条件

コークスの輸出割当の申請に関する最低輸出量 (minimum export performance) 要件及び最低資本要件は、加盟議定書 1.2 条及び 5.1 条、作業部会報告パラ 83 及び 84 に違反する。

### 2-2-2. 輸出実績要件・資本輸出要件

ボーキサイト、ホタル石、シリコンカーバイトの輸出割当に関する輸出実績要件 (prior export performance) と最低資本輸出 (minimum capital export requirements) 要件は、加盟議定書 1.2 条及び 5.1 条、作業部会報告パラ 83 及び 84 に違反する。

### 2-2-3. 輸出割当の運用

ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイトの輸出割当の申請審査への CCCMC の関与は、GATT10 条 3 項(a)に違反する。

### 2-2-4. 輸出割当入札制度

ボーキサイト、ホタル石、シリコンカーバイトの輸出権入札制度 (bid winning fee) は、GATT8 条 1 項 (a) 及び加盟議定書 11.3 条に違反する。

## 2-3. 輸出許可

ボーキサイト、コークス、ホタル石、マンガン、シリコンカーバイト、亜鉛の輸出に際して、中国商務部 (MOFCOM) によって課される数量、価格、質などに関する条件は、GATT11 条 1 項、加盟議定書 1.2 条、作業部会報告パラ 162 及び 165 に違反する。

## 2-4. 最低価格

### 2-4-1. 最低価格要件

ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、シリコンカーバイト、黄リン、亜鉛に対する最低価格の付加は、GATT11 条 1 項に違反する。

### 2-4-2. 最低価格制度の運用

中国五鉱化工進出口商会 (CCCMC) による黄リン輸出に関する価格認証手続 (Price Verification and Chop procedure) は、GATT10 条 3 項(a)に違反する。

### 2-4-3. 最低価格制度の公表

CCCMC による輸出価格の調整に関する規則等の公表の欠如は、GATT10 条 1 項に違反する。

### 3. 被申立国の主張の概要 (para. 3.5)

上記の申立てに対して、中国は、多くの部分で、GATT の規定する数量制限の一般的廃止に関する義務 (11 条) や加盟議定書の諸規定が定める義務違反については争わず、下記のような各規定における例外 (GATT11 条 2 項(a)) 及び GATT20 条における一般例外の援用を主張した。

- ・ ホタル石への暫定税率の適用は GATT20 条 (g)、亜鉛、マグネシウム、マンガンへの暫定税率の適用は GATT20 条 (b) によって正当化される。
- ・ ボーキサイトへの輸出割当の適用は、GATT11 条 2 項 (a)、もしくは GATT20 条 (g) によって正当化される。
- ・ コークス、シリコン・カーバイトへの輸出割当の適用は、GATT20 条 (b) によって正当化される。

#### GATT<sup>4</sup>

##### 第8条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1項 (a) 性質のいかんを問わず締約国が輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課するすべての手数料及び課徴金 (輸入税、輸出税及び第三条の規定の範囲内の租税を除く。) は、提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならず、かつ、国内産品に対する間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税となるものであつてはならない。

(以下、略)

##### 第10条 貿易規則の公表及び施行

1項 締約国が実施する一般に適用される法令、司法上の判決及び行政上の決定で、産品の関税上の分類若しくは評価に関するもの、関税、租税その他の課徴金の率に関するもの、輸入、輸出若しくはそれらの支払手段の移転の要件、制限若しくは禁止に関するもの又は産品の販売、分配、輸送、保険、倉入れ、検査、展示、加工、混合その他の使用に影響を及ぼすものは、諸政府及び貿易業者が知ることができるような方

---

<sup>4</sup> 以下、関連する条文については、適宜引用するとともに、それ以外の関連条文についても巻末の〈参考資料 2 : 関連条文〉に一覧とした。また、本稿における中国 WTO 加盟議定書及び作業部会報告書の翻訳は、経済産業省監修、荒木一郎・西忠雄共訳『全訳 中国 WTO 加盟文書』(蒼蒼社、2003 年) のものに拠った。

法により、直ちに公表しなければならない。また、国際貿易政策に影響を及ぼす取極で、いずれかの締約国の政府又は政府機関と他の締約国の政府又は政府機関との間で効力を有するものも、公表しなければならない。この項の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げ、公共の利益に反し、又は公的若しくは私的の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の提供を要求するものではない。

2項 (略)

3項(a) 各締約国は、1に掲げる種類のすべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない。

### 第11条 数量制限の一般的廃止

1項 締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

2項 前項の規定は、次のものには適用しない。

(a) 輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの

(以下、略)

### 第20条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

## 中国 WTO 加盟議定書

### 第11条 輸出入品に課される税および課徴金

1. (略)

2. (略)

3. 中国は、この議定書の附属書6に特定して記載されているか、または「1994年のガット」第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税および

課徴金をすべて廃止する。

## 附属書 6

注： 中国は本附表中の関税水準が最高水準であり、これを超えることがないことを確認した。さらに例外的な状況を除き現在実施している税率を超えないことも確認した。これらの状況が出現した際には、関税引上げ実施の前に影響を受ける加盟国と協議し、双方が等しく受け入れ可能な解決方法に達することを期す。

## II. パネル報告書における判断の概要

以下では、輸出税、輸出割当等の実体事項を中心に、それぞれの措置の WTO 違反とそれらの違反に対する GATT20 条による正当化に関する中国側の主張の順で、これらに対するパネルの判断の概要を紹介する。

### (A) 主な先決的事項 (paras. 7.1-7.33)

- ・ パネルは、付託事項に記載された 2009 年の措置についてのみ判断し、その後の改正などについては判断しない。
- ・ パネルは、付託事項外の 2010 年の措置について判断は行わないが、新たな措置が既に失効した措置と同様の性質を有し、効果の継続や将来の適用が見込まれる場合には、新たな措置によって WTO との非整合性が存在するかについて判断を行う。
- ・ 本件のように輸出税や輸出割当が年度ごとに行われる措置であっても、パネルは、パネル設立時において有効であった、一連の措置を構成する関連する立法や施行規則などについて勧告を行う。

### (B) 主な実体事項

#### 1. 輸出税

中国は、2009 年 12 月 21 日にパネルが設立された時点で、関税法と輸出入税規則に基づき作成される年次の関税実施計画によって、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の 9 品目に輸出税を課した。申立人は、これらの輸出税は、黄リンに対するもの以外は加盟議定書の附属書 6 に記載されておらず<sup>5</sup>、中国 WTO 加盟議定書 11.3 条に違反し、GATT8 条（輸入及び輸出に関する

---

<sup>5</sup> 黄リンについては、課税が 20%を超えないことが約束されていたが、2009 年の計画では特別課税として 50%を超える税率が設定されていた。しかし、同年 7 月にこの特別課税は撤廃されたので、パネルは違反を認定しなかった (paras. 7.69-7.71)。

る手数料及び手続)によっても許容されないと主張した (paras. 7.64-7.67)

**1-1. ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコン、亜鉛に対する輸出税は、加盟議定書 11.3 条及び附属書 6 に違反するか? (paras. 7.64-7.106)**

関税法と輸出入税規則に基づき作成される年次の関税実施計画によるボーキサイト (paras. 7.72-77)、コークス (paras. 7.78-81)、ホタル石 (paras. 7.82-84)、マグネシウム (paras. 7.86-7.89)、マンガン (paras. 7.90-7.93)、亜鉛 (paras. 7.99-7.101) に対する一連の措置は、加盟議定書 11.3 条に違反する<sup>6</sup>。

また附属書 6 の注では「関税引上げ実施の前に影響を受ける加盟国と協議し、双方が等しく受け入れ可能な解決方法に達すること」を求めている。しかし、中国は、実際には、影響のある加盟国と協議を行わなかったため加盟議定書附属書 6 に違反する。

**1-2. 加盟議定書に基づく請求に対する GATT20 条の援用可能性 (paras. 7.107-7.160)**

中国は、加盟議定書 11.3 条の違反が認定された、亜鉛、コークス、マグネシウム、マンガンメタル、ホタル石などに対する一時的な輸出税について、GATT20 条 (b) 及び (g) による正当化を主張した。

中国が加盟議定書上の義務違反について GATT20 条を援用可能か否かは、問題となる加盟議定書の条文を検討する必要がある。この際、加盟議定書は、WTO 諸協定の不可分の一部であり、国際法上の慣習規則 (ウィーン条約法条約解釈規則 (31-33 条))<sup>7</sup>にし

---

<sup>6</sup> これらのうち、中国は、マンガンとシリコン以外に対する措置については、GATT20 条に基づく抗弁を提起した。

<sup>7</sup> 具体的には、ウィーン条約法条約の解釈規則のうち 31 条の以下の規定が検討された。  
「第31条 解釈に関する一般的な規則

1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文 (前文及び附属書を含む。) のほかに、次のものを含める。

(a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意

(b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの

3 文脈とともに、次のものを考慮する。

(a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意

たがって解釈される。(paras. 7.112-7.115)

「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会<sup>8</sup>は、加盟議定書と GATT との体系的な関係を議論することなく、加盟議定書 5.1 条の「「WTO 協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、加入後 3 年以内に、中国内のすべての企業が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようになる。」という文言と文脈、そして加盟議定書の全体的な構造を重視して解釈を行った。その際、特に「「WTO 協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく」という表現を根拠に、議定書の規定内容に GATT20 条の編入がなされているとして、加盟議定書 5.1 条違反に対する GATT20 条の援用が肯定された。(paras. 7.117-7.119)

本件で問題とされる加盟議定書 11.3 条は、全く異なる文言が用いられており、改めて 20 条の援用が認められるか否かを決定する必要がある。

## 中国 WTO 加盟議定書

### 第 5 条 貿易権

1. 「WTO協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、加入後3年以内に、中国内のすべての企業が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようになる。ただし、この議定書に従って依然国家貿易の対象となるものとして附属書2Aに掲げられた物品については、この限りでない。ここで貿易権とは、物品を輸入または輸出する権利をいう。そのようにして輸出入された物品は、「1994年のガット」第3条とりわけ第3条4の規定に従い、その国内販売、販売の申し出、購入、輸送、流通または使用（最終使用者との直接接触を含む）に関し内国民待

---

(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

(c) 当事国間の関係において適用される国際法の関連規則

4 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。」

<sup>8</sup> この事件については、川島富士雄「【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置(WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R)—非 GATT 規定違反の GATT20 条正当化の可否を中心に—」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-013, pp.1-38 (2011)及び栗津卓郎「中国—出版物及び音響製品の貿易権及び流通サービスに関する措置」(本年度報告書) 参照。



遇を与えられる。附属書2Bに掲げられた物品については、当該附属書のスケジュール表に従い、貿易権の付与に際しての制約を段階的に撤廃する。中国は、経過期間中に、これらの規定を実施するためのすべての立法手続を完了する。

2. この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業（中国に投資も登録もしていない個人および企業を含む）は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。

### 第11条 輸出入品に課される税および課徴金

1. 中国は、国家当局または地方政府当局によって適用されまたは管理される通関時の手数料または課徴金が「1994年のガット」と適合的であることを確保する。

2. 中国は、国家当局または地方政府当局によって適用されまたは管理される内国税または内国課徴金（増値税を含む）が「1994年のガット」と適合的であることを確保する。

3. 中国は、この議定書の附属書6に特定して記載されているか、または「1994年のガット」第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税および課徴金をすべて廃止する。

4. （略）

### 附属書6

注： 中国は本附表中の関税水準が最高水準であり、これを超えることがないことを確認した。さらに例外的な状況を除き現在実施している税率を超えないことも確認した。これらの状況が出現した際には、関税引上げ実施の前に影響を受ける加盟国と協議し、双方が等しく受け入れ可能な解決方法に達することを期す。

#### 1-1-1. 加盟議定書 11.3 条の「通常の意味」(paras. 7.121-7.129)

加盟議定書 11.3 条には、GATT20 条及びその他の GATT の規定について明示的な言及がない。また同条には、上級委員会が、GATT20 条の援用が可能であるとの根拠とした「「WTO 協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、・・・」（同議定書 5.1 条）に相当する表現は存在しない。

また加盟議定書 11.3 条は、附属書 6、または GATT8 条に規定される場合を除いて、一般的に輸出税を禁じており、中国に対して、輸出税を課すことが出来る一般的な例外を見いだすことは出来ない。

「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会が解釈した加盟議定書 5.1 条の表現との比較においても、WTO 協定や GATT に一般的な言及をすることなく、同 11.3 条で特定の例外が規定されたことは、加盟国及び中国が 11.3 条の規定につ

いて 20 条に基づく例外の援用を認める意図をもたなかったと考える。(paras. 7.126-7.129)

#### 1-1-2. 加盟議定書 11.3 条の「文脈」(paras. 7.130-7.160)

##### ・ 作業部会報告書 (paras. 7.130-7.148)

中国は、作業部会報告書のパラ 170（「中国代表は、加入の時点で、中国は輸入品および輸出品に賦課されるすべての手数料、課徴金または税に関係する法令および規則を「1994年のガット」第1条、第3条2および第3条4ならびに第11条1を含むWTO上の義務と完全に適合させること、かつ、当該法令および規則をこれら義務と完全に適合した形で実施することを確保することを確認した。」）を根拠として、GATT20条の援用は可能だと主張する。

しかし、「WTO上の義務と完全に適合させること」という表現や加盟議定書5.1条の「「WTO協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、・・・」に相当する表現は加盟議定書11.3条に見いだせず、同条の違反について作業部会報告書からGATT20条の援用を正当化することはできない。

##### 作業部会報告書

170 中国代表は、加入の時点で、中国は輸入品および輸出品に賦課されるすべての手数料、課徴金または税に関係する法令および規則を「1994年のガット」第1条、第3条2および第3条4ならびに第11条1を含むWTO上の義務と完全に適合させること、かつ、当該法令および規則をこれら義務と完全に適合した形で実施することを確保することを確認した。作業部会は、この約束に留意した。

##### ・ WTO協定の他の規定 (paras. 7.149-7.160)

マラケッシュ協定には、一般的・包括的な例外規定は存在しない。それぞれの協定は、各協定の中に例外や特定の義務の緩和について規定している。

GATT20条は、「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。」と規定しているが、この条文における「この協定」の意味するところは、20条が規定する例外がGATTにのみ関するものであることを意味しており、他の協定にそのまま適用されるものではない。各協定がそれぞれクロスレファレンスによって、GATT20条を取り込んでいることを踏まえれば、仮に加盟議定書11.3条にGATT20条の援用を意図していたのであれば、何らかの規定が挿入されていなくてはならない。しかし、そのような規定は存在していない以上、加盟議定書11.3

条についてGATT20条の援用は排除されていると解さなければならない。

中国が主張するように、中国は、他の WTO 加盟国と同様に、貿易に関する主権的な権利を有している。と同時に、こうした主権的権利に基づいて、交渉・合意することによって、一定の条件のもとに WTO 加盟を果たしたのであり、これらの権利は、加盟の際の条件に従って行使されなくてはならない (paras. 7.156-7.157)。明確な規定がないにも関わらず、中国が主張する GATT20 条の例外を認めることは、国際通商システムの予見性や法的安定性を害することになる。

結論として、加盟議定書 11.3 条の文言と文脈は、同条の違反について 20 条の援用可能性を排除していると判断する。

## 2. 輸出割当

### 2-1. 輸出割当と GATT11 条 1 項 (paras. 7.202-7.225)

申立人は、ボーキサイト、コークス、ホテル石、シリコンカーバイト、亜鉛に対する輸出割当が GATT11 条 1 項に違反すると主張した。

#### 第11条 数量制限の一般的廃止

1項 締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

2項 前項の規定は、次のものには適用しない。

(a) 輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの

(以下、略)

中国の輸出割当制度では、外国通商法によって、中国商務部 (MOFCOM) に健康や天然資源の保存のためのなどの目的のために輸出の制限・禁止の権限が付与され、制度の運用が委ねられている。2008 年に中国商務部と税関は、輸出許可に関するカタログを刊行し、コークスと亜鉛については「直接」、ボーキサイト、ホテル石及びシリコンカーバイトについては「入札」によって割当が行われた。特に、直接的な割当については、1. 国民経済の安定の必要性、2. 国内資源の保護の必要性、3. 関連産業についての国家の開発計画、4. 国際・国内市場の需要、生産及び販売状況、5. に基づき、中国商務部が輸出総量を決定し、具体的な割当先については、1. 当該品目の輸出実績、2. 輸出割当の、3. 申請者の経営及び操業の能力、4. 最近 3 年間の申請者の生産規模及び資源状況に基づいて、中国商務部と地方政府によって決定された。

GATT11 条 1 項は、「割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、」輸入又は輸入について、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限を課すことを禁じている。輸出割当は、輸出に対して制限的効果を与えるものであり、GATT11 条 1 項に違反する。(paras. 7.204-7.207) 中国は、2009 年の措置が輸出割当であることが争わないが、申立人が当該輸出割当が GATT11 条 2 項(a)に従っていないことを明らかにしていないと主張した。しかし、その証明責任は中国の側にある。(paras. 7.209-7.212)

ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイト、亜鉛に関する一連の措置は、集合的に機能し (the series of measures operating in concert)、輸出を制限又は禁止しており、GATT11 条 1 項に違反する。(para. 7.224)

## 2-2. ボーキサイトに対する輸出割当と GATT11 条 2 項(a) (paras. 7.238-7.355)

中国は、輸出割当が GATT11 条 1 項に違反する場合であっても、ボーキサイトのうち、難燃性のもの (refractory-grade bauxite) については GATT11 条 2 項(a)が認める措置に該当すると主張した。

GATT11 条 2 項(a)は、食糧その他輸出締約国にとって「不可欠の産品」が「危機的な不足」である場合に、輸出の禁止又は制限を「一時的に課す」ことを認めており、中国の主張が成立するためには、これらの条件が充足されていなくてはならない。

### 2-2-1. 「一時的に課するもの」 (paras. 7.251-7.260)

11 条 2 項(a)における「禁止又は制限」は、1 項と同義である点について当事者間で争いはない。

中国は、「一時的に」の意味するところについて、その期間は、不可欠の産品の危機的な不足を防止し、又は緩和との関係でケース・バイ・ケースに決定されるべきであり、定期的な審査を前提として、措置の適用期間の延長も認められるべきであると主張した。

しかし、「一時的に」の通常の意味は、「当面」や「限定された期間」を意味するものであり、11 条 2 項(a)における措置の適用は、「食糧その他輸出締約国にとって不可欠の産品の危機的な不足」に対して予め定められた期間においてのみ正当化される。(para. 7.255) またこの解釈は、他の規定、具体的には 20 条(g)の「ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。」とする規定にも整合的である。(paras. 7.257-7.258)

### 2-2-2. 「不可欠の産品」 (paras. 7.261-7.282)

2 項(a)における不可欠の意味するところは、「重要(important)」、「必要(necessary)」、

「不可欠(indispensable)」であるが、締約国にとって、ある産品が「不可欠であるか」についての決定は、特定の状況が考慮されなくてはならない。

### 2-2-3. 「危機的な不足」(paras. 7.283-7.305)

2項(a)における「危機的な不足」とは、恒常的なものではなく、一時的な措置の適用によって、不足を防止し、又は緩和することが出来る状況を意味する。

### 2-2-4. ボーキサイトに対する輸出割当は、不可欠の産品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課する措置に該当するか？(paras. 7.308-7.355)

中国は、ボーキサイトが中国にとって「不可欠の」産品であるは明らかにしたが、当該輸出割当が11条2項(a)における「危機的な不足を防止し、又は緩和する」ためにとられる「一時的に課するもの」であることについては立証しなかった。

### 2-3. ボーキサイトとホタル石に対する輸出税及び輸出割当に対する GATT20 条(g)援用可能性 (paras. 7.356-7.470)

ボーキサイトとホタル石は、有限天然資源であり、稀少で、代替可能性が低い。そのため、これらの資源が管理・保護されなくてはならないという点について当事者に争いはない。本件では、当該輸出規制が20条(g)上の「保存」に「関する」措置に該当するかが争われている。

#### 第20条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

「米国ガソリン事件」上級委員会報告<sup>9</sup>や「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」パネル・上級委員会報告<sup>10</sup>、あるいは「米国エビ事件の上級委員会」上級委員会報告<sup>11</sup>は、

<sup>9</sup> Appellate Body Report, *US-Gasoline*, p 18, DSR 1996: I, 3, at 3, at 17-18. 本件については、小寺彰「米国のガソリン基準」『ケースブック WTO 法』(有斐閣、2009年)132-133頁。

<sup>10</sup> 本件の詳細については、川瀬剛志「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」パネル

20条(g)上の「保存」に「関する」措置であるかについて、当該措置が「有限天然資源の保存を主要な目的 (primarily aimed at)」とし、その目的と実現のための手段との間に「実体的な関係 (substantial relationships)」あるいは「密接かつ実質的な関係 (close and genuine relationship)」がなければならないとしてきた (para. 7.370)。そのため、ポーキサイトに対する 930,000 トンの輸出割当とホタル石に対する 15%の輸出税という措置と、ポーキサイトとホタル石の「保存」という目的との関係を検討する必要がある。

「保存」の字義は「あるものの状態を維持すること」であり、ウィーン条約法条約 31条2項に従い、WTO協定の全文を踏まえれば、GATT20条(g)における保存が意味するところは「経済発展を図るとともに、環境の保全を確保する持続可能な方法での資源の使用・管理の試み」でなければならない (paras. 7.372-7.375)

GATT20条(g)の解釈には、締約国に「適用可能な国際法の関連規則」(ウィーン条約法条約 31条3項(c))である国家主権の原則、すなわち全ての国家の独立と平等、そしてそこから導かれる「天然資源に対する恒久的主権」も考慮され、尊重されなければならない。同時に、国際合意を締結することも国家主権の属性であり、中国が自ら締結した合意を尊重することは、中国が追求する社会的・経済的な発展を実現する上でも効果的な方法であるに留意しなくてはならない。(para. 7.380)

上記の点を考慮し、先例に従い<sup>12</sup>、GATT20条(g)の「この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合」を解釈すれば、貿易に関する措置は、国内の生産又は消費に対する措置と同時に適用されるのみならず、輸出規制の目的は、国内における生産又は消費に対する制限の実施を確保するものでもなくてはならない。つまり、GATTに違反する貿易措置であっても、当該措置が、天然資源の保全を目的とした国内措置と並行して実施され、かつ当該措置が並行する国内措置の実施を確保することを主な目的にしている場合には GATT20条で正当化される。他方で、その目的が、天然資源の保全を名目として、国内生産者に保護を与える目的・効果を有するものである場合には 20条では正当化されない。

### 2-3-1. 「有限天然資源の保存に関する措置」 (paras. 7.416-7.436)

---

報告・上級委員会報告『WTOパネル・上級委員会報告に関する研究報告書 2007年度版』参照

<sup>11</sup> Appellate Body Report, *US-Shrimp*, paras. 135-137. なお本件の詳細については、川島富士雄「米国のエビ・エビ製品の輸入禁止 (WT/DS58/R)」『ケースブック WTO法』(有斐閣、2009年) 134-136頁及び川島富士雄「米国のエビ及びエビ製品の輸入禁止」小委員会報告・上級委員会報告『WTOパネル・上級委員会報告に関する研究報告書 1998年度版』。

<sup>12</sup> ここでは、カナダ・サケおよびニシンの輸出制限 (1988)、para. 4.6や Appellate Body Report, *US-Gasoline*, p 18, DSR 1996: I, 3, at 3, at 19が引用されている。

中国が国内の生産又は消費に対する制限と関連する措置として提出した文書のほとんどは、鉱物資源の採掘や経済政策に関わるものであり、ボーキサイトに対する輸出割当やホタル石に対する輸出税がこれらの資源の保存に関する包括的な計画の一環を占めるものとは理解することは出来なかった。輸出に対する規制よりも採掘に対する規制の方が目的の達成のために有効と思われるが、提出された証拠によれば、採掘量はむしろ増加している。

また中国の提出した証拠では、輸出割当や輸出税と資源の保護という目的との密接な関係を見出すことは出来なかった。外国消費者のコストを増加させ、国内ユーザーのコストを軽減することがボーキサイトやホタル石の保存という目的と両立すると考えることは困難である。

よって、パネルは、中国は当該措置が GATT20 条 (g) における「有限天然資源の保存に関する措置」であることについての立証を果たしていないと判断する。

### 2-3-2. 「この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。」 (paras. 7.436-7.466)

GATT20 条 (g) の要件の下で輸出規制が正当化されるためには、締約国は単に国内における国内の生産又は消費に対する制限を計画するだけでなく、現にそれを実施していなければならない (must operate concurrently)。

中国は、輸出規制とともに生産の上限設定を実施していると主張しているが、2010 年の段階でも国内生産は増加している。(para. 7.455)

また「米国ガソリン事件」上級委員会によれば<sup>13</sup>、20 条 (g) の下で規制が導入される場合には、保護を名目として生産又は消費に関して取られる措置が「公平 (even-handed)」でなければならないが、同様の、あるいは並行した国内の生産又は消費に制限がなされていない状況で、外国の消費者にのみ負担が課される輸出に対する規制が実施されている状況は、公平とはいえない。

中国の提出した証拠では、生産に対する制限は、国内消費を抑制するような形では行われておらず、単に生産に対する制限の存在だけでは、輸出規制と国内規制の間の公平を意味することにはならない。(para. 7.462) GATT20 条 (g) の下で求められる取り扱いについて、公平性を証明するために、中国は輸出税や輸入割当が外国ユーザーに与える効果と国内ユーザーや消費者に課される措置との間にある程度のバランスが存在することを証明すべきだった。(para. 7.465)

パネルの見解によれば、中国は、2009 年の段階での輸出規制が国内の生産又は消費を制限と関連して実施されていることを証明しなかったし、また同様に、中国は、生産

---

<sup>13</sup> Appellate Body Report, *US-Gasoline*, p. 21, DSR 1996:1, at p.19.

や消費の制限を目的とする措置が国内消費者と海外の消費者とに公平な負担を課しているのかについても証明しなかった。さらに 2010 年度の措置では、国内の生産又は消費に制限を課しているが、これらは現在の生産又は消費のレベルを抑制するものにはなっていない。(para. 7.466)

### 2-3-3. まとめ(paras. 7.467-7.469)

- ・ 中国のボーキサイトに対する輸出割当は GATT11 条に違反するとともに、GATT20 条 (g) の条件を充たしていることを立証しなかった。
- ・ 中国のホタル石に対する輸出税は、加盟議定書 11.3 条に違反し、この規定の義務について GATT20 条の援用できない。仮に、GATT20 条が援用可能だったとしても、中国は GATT20 条 (g) の条件を充足していることを立証していない。
- ・ ボーキサイトとホタル石に対する輸出規制はともに 20 条 (g) によっては正当化されないため、20 条の柱書については検討しない。

### 2-4. EPR スクラップ及びに対する輸出税及び輸出割当についての GATT20 条 (b) 援用可能性 (paras. 7.470-7.493)

中国は、マグネシウム、マンガン、亜鉛を含む二次製品である「スクラップ産品 ('scrap' products)」とコークス、マグネシウム、マンガンの一次産品を「EPR 産品 ("energy intensive, highly polluting, resource-based products")」に対する輸出税と輸出割当について、GATT20 条 (b) の認める、包括的な環境汚染の削減と健康の保護のための枠組みの一環であると主張した。

こうした主張が GATT20 条 (b) の範囲内で正当可能であるか否かは、まず、当該措置が人、動物又は植物の生命又は健康の保護のためのものか、また目的のために必要なもの (necessary) でなるかを検討しなくてはならない。同時にこれらの措置は 20 条の柱書に従ったものではなくてはならない。この判断にあたっては、①当該措置によって追求される価値の重要性、②目的実現への当該措置の寄与、③当該措置の貿易制約的効果が考慮されなくてはならない。さらに、上記の検討の結果、当該措置が必要であると判断された場合であっても、申立人から代替措置が提起された場合には、当該措置と代替措置との比較検討がなされなくてはならない。この比較検討では、単に代替りの手段が存在するというだけでなく、提起された代替措置が合理的・技術的・財政的にも利用可能なものであるかを検討しなくてはならない。(paras. 7.478-7.493)

#### 2-4-1. EPRS への貿易制限的措置 (paras. 7.494-7.591)

中国は健康や環境保護に関する措置について大量の証拠を提出したが、問題となっている EPR 産品やスクラップ産品の輸出に関する措置が、こうした健康や環境保護に関する



る措置の一部であるか、またこれらの措置が健康や環境保護等の目的に対する寄与についても明らかにするものではなかった。

当該措置の貿易制限的効果については、輸出の完全禁止ほどではないにしても、世界中に多大な影響を及ぼすものとなっている。中国によれば、価格の上昇は、長期的には新たな生産者を市場に呼び込むことになるが、こうした長期的な効果がありうるとしても、短期的な影響が貿易歪曲的とは言えないということにはならない。また輸出規制の効果は、輸出国の規模にも依存するものであり、「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」上級委員会も述べるように<sup>14</sup>、GATT20 条(b)に基づく評価は全体的なものでなくてはならない (paras. 7.559-7.563)

また「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」上級委員会によれば<sup>15</sup>、仮に問題とされた措置が必要であると判断されるには、より貿易制限的でなく、かつ目的に対して同等の貢献する措置との比較がなされなくてはならない。具体的には、申立人は、代替措置として、①環境技術への投資、②リサイクルの奨励、③環境基準の向上、④リサイクル施設への投資、⑤スクラップ資材の需要の刺激、⑥生産制限の導入や生産の際の環境規制の強化などを提示した。一般に現在中国で実施されているような輸出規制は、EPR 製品に関する社会的・環境的なコストを内部化しない。むしろ、輸出規制は国内価格を低下させるため、国内の消費を刺激することになる。全ての当事者が認めている通り、国内の生産から環境外部性が生じている場合には、生産自体が問題なのであって、貿易を規制する措置は効果的な対処方法とはいえない。(para. 7.586)

中国は申立人が提起した一連の措置について、既に導入済みであると反論したが、これらのより貿易に制限的効果を与えず、WTO 整合的措置が利用可能であるにも関わらず、輸出規制が実施している理由については十分に説明しなかった。

結論として、中国は EPR 製品（マンガン、コークス、コークス）に対する輸出税とコークス、シリコンカーバイトに対する輸出割当について 20 条(b)の正当化要件の充足を立証していない。

#### 2-4-2. マンガン、マグネシウム、亜鉛のスクラップに対する輸出税についての GATT20 条(b)援用可能性 (paras. 7.592-7.611)

中国は、二次産品は一次産品よりも環境への負荷が少なく、その価格の低下は二次産品の消費を促すため、スクラップ産品に対する輸出規制は、現状において(currently)、健康に対するリスクの軽減に実質的に寄与している(material contribution)と主張した。しかし、提出された証拠によれば、現状において、このような実質的な寄与を見

---

<sup>14</sup> Appellate Body Report *Brazil- Retreaded Tyres*, para. 182.

<sup>15</sup> Appellate Body Report *Brazil- Retreaded Tyres*, para. 169.

出すことは出来ない。また中国自身も認めるように、貿易に対する影響のより少ない手段として、各種のラベリングや補助金制度、二次製品に対する低関税の適用などが存在する。

結論として、中国は、マンガン、マグネシウム、亜鉛のスクラップに対する輸出税が GATT20 条(b)の正当化要件の充足を立証していない。

### 2-4-3. ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイド及び亜鉛に対する輸出割当と加盟議定書 1.2 条及び作業部会報告書パラ 162 及び 165 (paras. 7.618-7.626)

申立人は、ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイド及び亜鉛に対する輸出割当が GATT11 条に違反するものであると主張するとともに、同じ措置が加盟議定書 1.2 条及び作業部会報告書パラ 162 及び 165 にも違反するものであると申し立てた。

#### 中国WTO加盟議定書

##### 第1条 全般的規定

2. 中国が加入する「WTO協定」は、加入の日よりも前に効力を発生した法的文書により訂正され、改正されまたはその他の方法により修正された「WTO協定」である。この議定書（作業部会報告書パラグラフ342に言及された約束を含む）は、「WTO協定」の不可分の一部を成す。

#### 作業部会報告書

162 中国代表は、中国が非自動輸出許可および輸出制限に関してWTOの規定を遵守することを確認した。「対外貿易法」はガット上の要件と適合させるものとされた。さらに、輸出制限および許可は、加入の日以後は、ガットの規定によって正当化される場合についてのみ適用される。作業部会は、これらの約束に留意した。

165 中国代表は、加入の時点で、輸出に関する残存非自動輸出制限は毎年WTOへ通報され、また、「WTO協定」または議定書案に基づき正当化される場合を除き撤廃されることを確認した。作業部会は、この約束に留意した。

パネルは既に当該措置が GATT11 条に違反し、GATT11 条 2 項(a)、20 条(b)及び(g)によっても正当化できないと判断しており、これ以上の検討は紛争の解決に不必要なので行わない。

### 2-5. 輸出割当制度の運用 (paras. 7.627-7.861)

申立人は、ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイト及び亜鉛に対する輸出割当制度の適用のみでなく、制度による割当や運用についても加盟議定書と作業部会報告及び関連する GATT の規定に違反するとの申立てを行った。

#### 2-5-1. 輸出実績及び最低資本要件 (paras. 7.638-7.678)

輸出割当制度による実際の配分や運用に関わる GATT10 条及び 13 条の義務は、GATT11 条の義務及びその正当化事由とは独立したものであり、付加的なものである。割当が GATT20 条によって正当化された場合であっても、配分や運用の在り方については GATT10 条及び 13 条、また輸入の場合には、輸入許可手続に関する協定に従ったものでなくてはならない。(para. 7.664)

また上記に加えて、中国の加盟作業部会報告のパラ 83 と 84、さらに加盟議定書 5.1 条において、中国は、2004 年 12 月に移行期が終了するまでに、国内企業と外国企業を問わず、全ての企業に対して、ほぼ全ての製品について輸出に関する権利を付与することを約束している。特にパラ 83 やパラ 84 は、輸出実績と最低資本などの要件を削減し、貿易に関する権利を付与することを約束している。(paras. 7.665-7.666)

中国は、GATT10 条 3 項(a)や 13 条、あるいは輸入許可手続に関する協定を尊重した形で、これらの要件が課されるのであれば、WTO 整合的であると主張する。しかし、そのような主張は、中国が加盟時に加盟議定書でおこなった特定の約束に反するものであり、パネルは同意できない。

結論として、中国の輸出実績及び最低資本要件は、作業部会報告パラ 83 (a)、83 (b)、83 (d) 及び 84 (a)、84 (b) とともに加盟議定書 1.2 条及び 5.1 条に規定された義務に違反するものである。しかし、実行において、輸出実績要件によって、外国企業が割当を受けられなかった、あるいは将来において受け取れないであろうという証拠は提出されなかったので、措置が差別的に運用されているとまではパネルは判断できない。よって輸出実績要件は、作業部会報告パラ 84 (a) 及び 84 (b)、加盟議定書 5.2 条には違反していない。

#### 2-5-2. 経営能力要件 (paras. 7.679-7.756)

申立人は、輸出割当における経営能力要件 (business management capacity criterion) について、この要件が曖昧かつ不透明であり、GATT10 条 3 項(a)が規定する「すべての法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法」で実施する義務に反すると主張した。

この基準については、地方毎に異なる基準が用いられるなど、明確な定義やガイドラインが存在せず、経営能力要件の適用は当事者を重大なリスクにさらすことになり、よって GATT10 条 3 項(a)に違反する。

### 2-5-3. 輸出割当の運用への中国五鉱化工進出口商会 (CCCCMC) の関与 (paras. 7.757-7.797)

申立人は、中国五鉱化工進出口商会 (CCCCMC) が割当の運営に関与し、競争企業や潜在的な消費者の利益を代表する団体が、申請企業の機微な情報にアクセス可能であることは、「公平かつ合理的な方法」での実施を求める GATT10 条 3 項(a)に違反すると主張した。CCCCMC は法令上、「対外貿易経済社会団体 (foreign trade and economic social organization)」とされ、申請に基づく直接の割当や入札に基づく割当に関して権限を付与され、あるいは中国商務省等の関係機関と共同で手続に関与している。

しかし、パネルは、直接割当においても、入札による割当においても、CCCCMC の関与は直接的なものではなく、申請企業の機密情報に関してリスクにさらされるという点も十分に立証されたものではないとして、10 条 3 項(a)の求める公平性に反するものではないと判断した。また、合理性についても、同様に申立人の主張及び提出した証拠では、10 条 3 項(a)は立証されないと判断とした。

### 2-5-4. 亜鉛の輸出割当の公示の欠如 (paras. 7.798-7.807)

申立人は、亜鉛の輸出割当について、年度ごとに認められる割当の総量や割当の申請に関して充たすべき基準やそれに関する情報が公開されておらず、貿易規則の公表を定めた GATT10 条 1 項に違反すると主張した。

実際、中国は、亜鉛の輸出割当に関する中国商務部 (MOFCOM) の決定を諸政府及び貿易業者が知ることが出来るような方法により迅速に公表しておらず、パネルは、GATT10 条 1 項の義務に違反すると判断した。

### 2-5-5. 入札による輸出割当の配分 (paras. 7.808-7.861)

入札による価格の決定は、GATT8 条 1 項(a)及びこの規定に明示的に言及する加盟議定書 11.3 条が禁止する輸出にする手数料及び課徴金には該当せず、入札価格に基づくボーキサイト、ホタル石、シリコンカーバイドの輸出割当は、GATT8 条 1 項(a)及び加盟議定書 11.3 条に違反するものではない。

### 2-6. 輸出許可制度 (paras. 7.862-7.983)

申立人は、当該許可制度は、許可を与える機関に輸出を制限するための裁量を与え、自動的に付与されるものではなく、輸出規制と同様のものであり、GATT11 条 1 項に違反すると主張した。

輸出規制を課されているものに許可制度が導入されているということだけで、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マンガン、シリコンカーバイドや亜鉛に対する輸出許可

制度自体が 11 条 1 項に違反しているとは言えない。しかし、当該許可制度は、不明確で一般的な条件の下で、発給当局に対して、輸出量、最低価格、割当の削減、許可の発給停止などに裁量を与えるものであり、GATT11 条 1 項に合致しない付加的制約 (additional restriction) を課している。

## 2-7. 最低輸出価格制度 (paras. 7.984-7.1103)

### 2-7-1. 最低輸出価格要件は、GATT11 条 1 項に違反するか？

当該制度による調整最低輸出価格は、輸出価格の調整に等しく、従わなかった場合には、輸出権の取り消しなどの罰則の適用が予定されており、11 条 1 項が禁止する「産品の輸出若しくは輸出のための販売に関する制限」に該当する。(paras. 7.1067-7.1082)

### 2-7-2. 最低輸出価格制度の公示の欠如

中国は、「2001 年 CCCMC 憲章」を諸政府及び貿易業者が知ることが出来るような方法により迅速に公表しておらず、GATT10 条 1 項の義務に違反する。(paras. 7.806-7.807)

## C. 結論及び勧告 (paras. 8.2- 8.22)

- 中国によるボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコン及び亜鉛に対する輸出税は中国 WTO 加盟議定書 11.3 条に違反する。またこれらの措置について GATT20 条の一般例外は援用できず、仮に援用可能であった場合であっても当該措置は 20 条 (b) 及び (g) の条件を充たしていない。
- 中国によるボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイドに対する輸出割当は GATT10 条 1 項に違反する。また、輸出割当制度における輸出実績要件及び最低資本要件は、中国 WTO 加盟議定書 1.2 条、5.1 条並びに作業部会報告書パラ 83 (a)、パラ 83 (B) 及びパラ 84 (d) に違反する。難燃性ボーキサイト、コークス、シリコンカーバイドに対する当該措置について GATT11 条 2 項、20 条 (b) 及び (g) の条件を充たしていない。
- 輸出許可制度は、それ自体として GATT11 条 1 項に違反するものではないが、中国における現行のボーキサイト、コークス、ホタル石、マンガン、シリコンカーバイド及び亜鉛に対する輸出許可制度は非自動的なものであり、GATT11 条 1 項に違反する。
- 中国によるボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、シリコンカーバイド、黄リン、亜鉛に対する最低価格制度は、GATT11 条 1 項に違反している。また中国は、「2001 年 CCCMC 憲章」を諸政府及び貿易業者が知ることが出来るような方法により迅速に公表しておらず、GATT10 条 1 項の義務に違反している。
- 以上の輸出税及び輸出割当等の一連の措置は集合的に機能している。このため、一

連の措置が WTO の義務に抵触する結果を生じさせないようにすることを中国に要請する。

### III. 上級委員会報告書における判断の概要

上記のパネルの判断を不服とする中国は、以下の諸点についてパネルの判断を誤りとして上級委員会の設置を求めた。

#### 1. 中国の主張の概要 (paras. 16-61)

- ・ パネルは、「事実の有無及び問題となっている特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約(問題を明確に提示するために十分なもの)を付する。」というWTO紛争処理了解6.2条の義務を怠った。
- ・ パネルは、パネル設立時においてWTO非整合的な帰結を生み出していない措置についてもWTO上の義務に従うように勧告を行った。
- ・ パネルは、中国加盟議定書11.3条の義務についてGATT20条の例外規定の援用可能性を否定する誤った判断をした。
- ・ パネルは、GATT11条2項(a)の解釈と適用を誤り、ボーキサイトに対する輸出割当が「危機的な不足」に対する「一時的に課される」ものではないと誤った評価を行った。
- ・ パネルは、輸出制限の際に前提とされる、国内の生産又は消費に対する制限に関して、GATT20条(g)の「関連して実施される場合」の部分について誤った解釈をした。

#### 2. 上級委員会による実体事項に対する判断

中国による上記の主張に対して、中国が主張するパネルの付託事項(WTO紛争解決了解6.2条)等に関する判断の誤りを認め、パネルが検討した輸出割当制度の運用、輸出許可制度、最低価格制度に関するパネルの判断の一部とそれらに基づく勧告を取り消した上で<sup>16</sup>、以下の実体事項3点について検討を行った。

- ・ 中国 WTO 加盟議定書 11.3 条に対する GATT20 条の援用可能性(上級委員会報告 paras. 270-307)
- ・ GATT11 条 2 項(a)における「不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に関するもの」の意義(同 paras. 308-344)
- ・ GATT20 条(g)における「国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合」の意義(同 paras. 345-361)

---

<sup>16</sup> 上級委員会 paras. 235, 362

上級委員会は、上記3点の全てにおいてパネル報告の結論を支持する一方で、第3点のGATT20条(g)についてのみ、パネルの結論を支持しつつも、「国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合」に関するパネルの解釈を修正した。

#### 2-1. GATT20条(g)における「国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合」の意義（上級委員会報告 paras. 345-361）

中国は、パネルにおいて、輸出割当がGATT11条1項に違反する場合であっても、ボーキサイトのうち、難燃性のもの（refractory-grade bauxite）については保存を必要とする有限な天然資源であり、当該輸出割当はGATT20条(g)の例外に該当すると主張した。中国のこの主張に対して、パネルは、難燃性のボーキサイトが有限天然資源であることは否定しなかったものの、当該輸出割当が「保存に関する措置」であるか否か、また「この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連されて実施され」ているか否かについて検討を行い、ともに中国側の措置がこの条件を充たしていないとの判断を下した。（paras. 345-349）

これら2つの論点のうち、中国は、上級委員会に対して、パネルが「この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連されて実施される場合に限る」という部分について、国内の生産又は消費に対する制限が輸出制限と「同時に適用されなければならない（must be applied jointly）」、また「輸出規制の目的は、国内における生産又は消費に対する制限を実施するためのものでなくてはならない（the “purpose” of the challenged measure must be to make effective restrictions on domestic production or consumption）」とした点が誤りであると主張した（paras. 350-351）。

上級委員会は、GATT20条(g)についてパネルが示した2つの条件の解釈のうち、前者については条約の文言からその解釈が導かれるものの、後者については、(g)の文言から、国内の生産又は消費に対する制限が輸出制限と同時に適用されるという条件に加えて、貿易関連措置が取られる場合に、国内における生産又は消費に対する制限を実施するためのものでなくてはならないという条件を導くことは出来ない。「米国ガソリン事件」上級委員会報告も、このような付加的な条件を課していない<sup>17</sup>。上級委員会は、この点に関するパネルの解釈は誤りであり<sup>18</sup>、GATT20条(g)は「有限天然資源の保存に資するような形で（operate so as to conserve an exhaustible natural resource）、当該措置が国内の生産又は消費とともに実施される（work together with）場合には、有限天然資源に関する貿易関連措置を許容する。」と判断する。（paras. 353-361）

---

<sup>17</sup> Appellate Body Report, *US-Gasoline*, p 18, DSR 1996: I, 3, at 3, at 19.

<sup>18</sup> Panel Reports, para. 7.397.

#### IV. 本件の意義と今後の課題

冒頭で述べたように、本件は、近年途上国・新興国を中心に広がる輸出規制に関する初めての本格的な事案であった<sup>19</sup>。前章までに概観した本件パネル及び上級委員会による判断を通じ、輸出規制をめぐる WTO 協定上の論点について見解が示されることとなった。

##### 1. GATT11 条 2 項(a)の解釈

本件は、GATT11 条 2 項(a)の解釈を明確に示した初めの事例であるとされる<sup>20</sup>。本件パネル及び上級委員会による判断を通じて、数量制限の一般的廃止を規定する GATT11 条の例外である同条 2 項(a)「締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの」の内容が明らかにされた。

GATT11 条 1 項は、輸入又は輸出について、「割当によると、許可によると、その他の措置によるとを問わず、その関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は」と規定し、その禁止又は制限を一律に禁止している。この規定に基づき、米国等は、中国が実施している輸出割当、輸出許可及び最低価格制度が同条に違反するとの申立てを行い、これに対して、中国は、これらの措置は GATT11 条 1 項に違反することは争わず、同条 2 項(a)によって正当化されるとの主張を展開した。

パネルは、GATT11 条 2 項(a)における措置の適用は、「食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足」に対して「予め定められた期間においてのみ正当化される、との解釈を示され<sup>21</sup>、その結果、一般例外を規定する GATT20 条 (g) との間の適用範囲の違いが明確にされることになった。すなわち締約国が一定の製品に対して輸出の禁止又は制限に該当する措置が取られる場合、当該製品が締約国にとって不可欠の製品であったとしても、11 条 2 項(a)で許容されるものは一時的な不足や事態の対応に関するものに限られる、ということである。本件パネルは、ボーキサイトなどに対して中国が少なくとも 10 年以上継続している点を指摘し、中国が定期的な措置の見直しの実施などを主張したにも関わらず、当該措置は 11 条 2 項(a)における一時的な措置には当た

---

<sup>19</sup> 輸出規制に関する過去の GATT/WTO 紛争事例については、経済産業省『2011 年版 不公正貿易報告書』256-257 頁及び松下満雄「天然資源・食糧輸出制限と WTO/GATT 体制」『貿易と関税』(2008.11) 22-23 頁参照。

<sup>20</sup> 松下満雄「中国鉱物資源輸出制限に関する WTO パネル報告書：天然資源の輸出制限と WTO/ガット体制」『国際商事法務』39 巻 9 号 (2011 年) 1236 頁及び川島、註 1、41 頁参照。

<sup>21</sup> Panel Reports, para. 7.255.



らないとの判断を示した<sup>22</sup>。仮に特定の産品が枯渇又は不足する場合であっても、事態が永続的又は恒久的なものである場合には、GATT20 条(g)の適用によって、当該措置の WTO 整合性が問われ、さらに、その際には、「・・・それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。」(同 20 条柱書き) ことを明確にした<sup>23</sup>。

中国は、パネルの判断を不服して、20 条との関係も含め改めて上級委員会に対して判断を求めたが、上級委員会は、この 2 つの規定が重複して一つの措置に適用される可能性は指摘しつつ<sup>24</sup>、パネルの結論を覆すことはなかった<sup>25</sup>。

こうした判断は、GATT11 条が輸出入の両面において機能し、後述する同 20 条に関する判断と併せ、輸出規制を実施する側の国々に対して、充足すべき条件の具体的な内容を示すとともに、これらの輸出規制によって国内の消費者・生産者が影響を受けることになる輸入国の側にとっては、資源の枯渇や保護を名目として行われる輸出規制措置に対して WTO 整合性を問う際の判断基準をより明確にしたものと評価できる。

## 2. GATT 以外の規定違反に対する GATT20 条の援用可能性

また本件では、先の GATT11 条 2 項(a)同様、中国は GATT20 条に規定された一般例外の援用を主張したために、中国 WTO 加盟議定書と GATT20 条の関係について検討が行われることになった。

GATT 以外の諸協定の義務違反に対する GATT20 条の援用可能性、とりわけ本件と同様、中国 WTO 加盟議定書への GATT20 条の援用可能性については、既に「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」事件で、一定の見解が示されている<sup>26</sup>。同上級委員会では、本件同様、20 条柱書きの文言には言及せず、問題とされた議定書 5.1 条の文言の検討が行われている。同上級委員会は、本件同様ウィーン条約法条約の解釈規則に従い、規定の文言と関連する作業部会報告を文脈として考慮し、結論として、加盟議定書 5.1 条の「「WTO 協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、・・・」の文言には、義務違反が生じた場合に例外規定の援用可能性も含まれると判断した<sup>27</sup>。さらに、GATT20 条の援用が認められるか否かは、加盟議定書上の貿易権供与義務に違反された措置と GATT 上の物の貿易に関する権利との間の

---

<sup>22</sup> Panel Reports, paras. 7.346-7.349.

<sup>23</sup> Panel Reports, paras. 7.258.

<sup>24</sup> 上級委員会報告 para.337

<sup>25</sup> 同上、para. 344

<sup>26</sup> 川島、前掲註 8、6-7 頁及び 17-18 頁 (2011)。

<sup>27</sup> 上級委員会報告 paras. 223, 228.

「客観的な連関」によって判断される、との見解を示した<sup>28</sup>。

こうした「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会の結論は、中国 WTO 加盟議定書の規定の違反に対する GATT20 条例外の援用可能性を初めて明確な形で認めたものであった。他方で、その解釈は、加盟議定書の文言に基づくウィーン条約法条約の解釈規則によって導かれたものであった<sup>29</sup>。

本件パネル・パネル上級委員会では、この点について、「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会の解釈アプローチが踏襲され、やはりウィーン条約法条約に則った条約解釈を強調し、今回問題とされた加盟議定書 11.3 条の文言と関連する作業部会報告を文脈として考慮する解釈を行った。特に、「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会が対象とした加盟議定書 5.1 条の表現との比較を行い、加盟議定書 11.3 条が WTO 協定や GATT に一般的な言及をすることなく、同 11.3 条で「この議定書の附属書 6 に特定して記載されているか、または「1994 年のガット」第 8 条の規定に適合して課税される場合を除き」といった特定の例外が規定されていることを注視し、加盟国及び中国が同 11.3 条の規定について、GATT20 条に基づく例外の援用を認める意図をもたなかったとの判断を下した<sup>30</sup>。

実際、加盟議定書 11.3 条には、「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会が、GATT20 条の援用が可能であるとの根拠とした「「WTO 協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、・・・」（同議定書 5.1 条）に相当する表現は存在しない。加盟議定書 11.3 条は、条文中で、附属書 6、または GATT8 条に規定される場合を除いて、とする以外は、明示的に一般的に輸出税を禁じており、中国に対して輸出税を課すことが出来る一般的な例外を条文によって見いだすことは出来ない。

中国は、このパネルの判断に対して、加盟議定書 11.3 条が「GATT8 条に適合して課税される場合」と規定している点を強調し、上級委員会に対して GATT20 条の援用を主張した。すなわち、この規定に違反した場合には、加盟議定書 11.3 条と GATT8 条の両方に違反することになるにも関わらず、同様の措置について、加盟議定書 11.3 条に基づいて申立てが行われた場合に GATT20 条の援用を認められないのは不当であると主張した<sup>31</sup>。これに対して、上級委員会は、本件における輸出税は、明らかに GATT8 条が認

---

<sup>28</sup> 同上、229-230

<sup>29</sup> 一部では、文言解釈とともに同上級委員会が示した違反とされた措置と中国の物の貿易に対する規制権限の「密接な連関」という判断基準に着目し、同議定書の他の規定違反やさらに GATT 以外の他の WTO 協定の規定の違反にも GATT20 条例外の援用可能性を示すものとの見解も示された（詳しくは、川島、前掲註 8、19 頁 (2011)参照）。

<sup>30</sup> Panel Reports, paras. 7.126-7.129.

<sup>31</sup> 上級委員会報告、paras. 288-289.

める手数料や課徴金の範囲外のものであり、中国が主張するような整合性の問題は生じていないとし、パネルの解釈が維持された<sup>32</sup>。

以上のことから、「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」上級委員会に続く、本件パネル・上級委員会による GATT20 条の援用可能性に関する判断は、あくまで個々の規定に示された文言に基づく解釈であり、こうした個別の文言・文脈を離れて、GATT 以外、例えば TBT 協定や SPS 協定の規定違反一般に対する GATT20 条援用可能性をめぐる議論一般に与える影響は限定的なものであると考えられる<sup>33</sup>。他方で、新規加盟国が締結した議定書や作業部会報告書の中には、類似の文言や類似の義務が盛り込まれており、部分的には中国の加盟議定書と同様の文言が含まれているものがある。このような場合には、本件及び「中国—出版物の貿易権及び流通サービスに関する措置」事件における判断は先例的な価値を有する<sup>34</sup>、と考えられる。

### 3. GATT20 条(g)の解釈

従来から環境関連措置の GATT20 条(b)及び(g)への適合性については解釈が積み重ねられてきた<sup>35</sup>。しかし、それらは全て輸入に関する制限について論じられてきたものであり、輸出規制の文脈では本件が初めての事案となる。

本件では、上級委員会において、本件パネルの主要な論点であった加盟議定書 11.3 条違反についての GATT20 条の援用可能性、また GATT11 条 2 項については本件パネルの判断が支持された一方で、GATT20 条(g)については、本件パネルによる 20 条(g)における「関連して実施される場合に限る」の解釈が修正された。

本件パネルは、中国が原材料に対する一連の輸出制限措置を、GATT20 条(b)又は(g)によって正当化するためには、輸出制限の対象となる産品に対しても国内における生産又は消費の制限が行われていることが前提となると判断した。そして、GATT20 条(g)には、有限天然資源の保存に関する貿易関連措置は、国内において資源の枯渇を防止するために生産又は消費に対する制限を実施され、かつ「輸出規制の目的が、国内における生産又は消費に対する制限を実施するためのものである (the “purpose” of the challenged measure must be to make effective restrictions on domestic production or consumption)」場合にのみ、当該輸出制限の実施が許容される、との見解を示した。

---

<sup>32</sup> 上級委員会報告、paras. 290-291

<sup>33</sup> Panel Reports, para. 7.153. 川島、前掲註 8、20 頁 (2011)。

<sup>34</sup> 川島、前掲註 8、20 頁 (2011)

<sup>35</sup> cf. GATT/WTO Dispute Settlement Practice Relating to GATT Article XX, Paragraphs (b), (d) and (g), Note by the Secretariat, WT/CTE/W/203, 8 March 2002 また GATT20 条(b)と(g)の解釈を詳論したものとして、関根豪政「GATT20 条 b 項及び g 項の解釈--整合的な解釈の可能性と限界」『法学政治学論究』(71) 189-221 頁 (2006)。

上級委員会は、こうしたパネルの判断を誤りとして、「米国のガソリン基準」上級委員会の先例を参照にして、「有限天然資源の保存に関する措置」が国内における生産又は消費に対する制限の実施を主要な目的とすること以上の付加的な条件は存在しないと判断し、この部分についてのパネルの判断を修正した<sup>36</sup>。

### 3-1. 先例としての「米国のガソリン基準」事件

「米国のガソリン基準」事件では、パネルは、米国によるガソリン基準の設定は、大気汚染を防止するための政策であるとの判断を受け一方で、輸入品と国産品とを区別する措置は、「有限天然資源の保存」を主要な目的とはしておらず、「有限天然資源の保存に関する措置」とは言えない、と判断し、「措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」についての判断は示さなかった。

しかし、上級委員会では、20条(g)では、締約国が「有限天然資源の保存に関する措置」を採用する際に「必要な措置」であることまでは求めていない以上<sup>37</sup>、新たな基準が天然資源（ここでは清浄な大気）の保護を主要な目的とすれば20条(g)の条件を充たしており、米国の措置はこの条件を充足していると判断した。同上級委員会は続けて、パネル段階では検討しなかった「措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」の部分について、これらの措置が採用される場合、輸入産品と国産品は、「公平性の原則（evenhandedness）」に従って扱うことは求められる。この公平な扱いは、同一の扱いまでは要求しておらず、米国の基準は輸入品と国産品の双方に制限を行っているので公平な扱いといえると判断した。

前述の「米国のガソリン基準」事件でのパネルの判断は「キハダマグロ事件」等の従前のパネルの立場を踏襲したものであったが、上級委員会によるパネル判断の修正によって、締約国の環境政策の裁量が重視され、結果としてGATT20条(g)の解釈は緩められたと理解されている<sup>38</sup>。つまり、GATT20条(b)との比較でいえば、締約国のGATT違反の措置が「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のため」の措置として正当化される場合には、「必要な措置」（傍点筆者）であること、すなわち他の代替措置が存在しないことが立証されなくてはならないのに対し、同上級委員会による20条(g)の解釈では、「有限天然資源の保存のための措置」について、公平性の原則には服するものの、「有限天然資源の保存」を主要な目的とするものであれば十分であり、「必要な措置」とま

---

<sup>36</sup> 上級委員会報告、para. 356-361

<sup>37</sup> GATT20条(b)では、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」（傍点筆者）と規定している。

<sup>38</sup> 小寺彰「米国のガソリン基準（WT/DS2/R, WT/DS2/AB/R）」『ケースブック WTO 法』（有斐閣、2009年）133頁。

で厳格な基準は要求されないことになる<sup>39</sup>。この上級委員会の立場は、その後の「米国エビ・エビ製品の輸入禁止」事件<sup>40</sup>、「米国のエビ・エビ製品の輸入禁止是正措置」事件<sup>41</sup>でも踏襲されている。

以上の議論は、全て輸入制限との関わりで論じられたものであるが、本件では、この GATT20 条 (g) の解釈が輸出制限の文脈においても基本に維持されたといえる。WTO 加盟国が輸出制限措置を行い、GATT 第 20 条 (g) 項に規定する有限天然資源の保全による正当化を主張する場合、少なくとも当該措置が、有限天然資源の保存に関する措置であり、「公平性の原則 (evenhandedness)」に従って、制限が内外の産品や事業者双方を公平に扱う必要がある。

#### 4. 今後の課題

本来 GATT は輸出税自体を禁止するものではない<sup>42</sup>。しかし、本件でも明確に指摘された通り、中国については 2001 年の WTO 加盟の際に締結した加盟議定書によって、附属書に記載されている場合を除き、全ての物品に対する輸出税の廃止を約束している。本件で問題となった 9 品目だけでなく、現在、輸出規制の対象にされている原材料の多くは附属書には記載されておらず、WTO 中国加盟議定書 11.3 条によって輸出税の課税は禁止されている。また、本件でも明らかにされたように、同条への GATT20 条の援用も認められないため、少なくとも中国については、今後輸出規制の手段として輸出税を用いることは困難であると思われる。

他方で、輸出規制に用いられているその他の措置、具体的には、輸出割当、輸出許可制度、最低価格制度などについては、法令の改正やその運用方法の変更によって、WTO 諸規定、あるいは GATT20 条 (g) の条件に合致する形で措置の継続を図る可能性は残され

---

<sup>39</sup> このような GATT20 条 (b) と (g) の基準の違いは、規定の文言に則ったものである一方で、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」のために取られる措置が、「有限天然資源の保存」のための措置よりも、より厳格な基準に服するということになる (小寺彰「米国のガソリン基準 (WT/DS2/R, WT/DS2/AB/R)」『ケースブック WTO 法』(有斐閣、2009 年) 133 頁、関根、前掲註 35、212-214 頁)。

<sup>40</sup> 事件の概要については、川島富士雄「米国のエビ・エビ製品の輸入禁止 (WT/DS58/R)」『ケースブック WTO 法』(有斐閣、2009 年) 134-136 頁及び川島富士雄「米国のエビ及びエビ製品の輸入禁止」小委員会報告・上級委員会報告『WTO パネル・上級委員会報告に関する研究報告書 1998 年度版』。

<sup>41</sup> 事件の概要については、小寺彰「米国のエビ・エビ製品の輸入禁止是正措置 (WT/DS58/RW)」『ケースブック WTO 法』(有斐閣、2009 年) 178 頁。

<sup>42</sup> 松下、前掲註 20、1232 頁。

ている<sup>43</sup>。

これらのうち、特に原材料の安定供給や供給の予測可能性という面から問題となるのは、「公平性の原則 (evenhandedness)」に従って、輸出割当とその具体的な配分の在り方であろう。

本件パネルが検討の対象とした中国の輸出制限は、国内生産上限を下回っており、国内消費のために国内生産の一部を留保する効果しかもたないものであったり、生産量の増加も指摘された。また、原材料には輸出規制が実施されているにもかかわらず、半製品・完成品には規制が実施されていないものもあった。さらに、対象となった製品の供給が中国に集中していたため、国外事業者は多大な影響を被ることになった。

この点、既に本件パネルは、中国が国内における生産制限を実施していることを認めたと上で、輸出割当の対象となっている難燃性ボーキサイトについて、国内需要にも供給の削減効果が生じるように割当を行っていることを証明しておらず、内外の需要者が公平性の原則に従って扱われていることを立証していないと判断した<sup>44</sup>。そして措置の公平性を証明するために、中国は輸出税や輸入割当が外国ユーザーに与える効果と国内ユーザーや消費者に課される措置との間にある程度のバランスが存在することを証明すべきだった、と指摘している<sup>45</sup>。

---

<sup>43</sup> なお米国ガソリン事件上級委員会は、米国の措置は、20条(g)に該当する措置であることは認めたものの、新たな基準の採用の際に外国事業者に対してのみ一律の基準の導入を図ったことが、同条柱書が求める「ただし、それらの措置を、同様の条件のもとにある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しない」とする条件を充たしていないとして、最終的には米国の措置を「任意の若しくは正当と認められない差別」又は、「国際貿易の偽装された制限」に該当すると判断した。

本件においては、中国による輸出税及び輸出割当は、中国 WTO 加盟議定書 11.3 条及び GATT11 条 1 項に違反すると判断されたため、パネルは、本件において GATT20 条柱書の検討を行う必要を認めなかった。中国による一連の措置について 20 条(b)及び(g)の該当性に関する議論も、仮のものとして検討されたものであるが、これらの各号の条件が充足されたとしても、これらも暫定的な結論に過ぎず、最終的に 20 条の例外として認められるためには、同条柱書が求める「ただし、それらの措置を、同様の条件のもとにある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しない」とする条件をも充たさなくてはならない。

<sup>44</sup> Panel Reports, paras. 7.463-7.464.

<sup>45</sup> Panel Reports, para. 7.465

本件の履行、そして今後の類似の事案においても、こうした内外の事業者の負担の公平性を勘案しながら、全体の生産量のうち、輸出と国内消費をどのように配分するのかという問題が生じることになる。これらの輸出制限に関する輸出分と国内消費分の配分に関して現在の GATT や WTO 諸協定に具体的な規定は存在しない。現状における WTO 諸協定における具体的な指針の欠如は、今後、パネル・上級委員会による判断の集積によって埋められることになろう。こうした新たな判例法の形成に向けて、関連する WTO の諸規定<sup>46</sup>や各国の条約実行などを参考にして<sup>47</sup>、具体的な措置の WTO 整合性を問うとともに、有限天然資源の保存・管理に資する適切な輸出規制の在り方についても検討を深める必要がある。

## V. 報告書採択後の展開

本件パネル及び報告書は、2012年2月22日のDSB会合において採択され、同年3月23日に中国は、合理的な期間内に本件勧告を実施する意思を通知した。他方で、本件パネル・上級委員会の判断を受けた中国政府担当者は、「中国はWTOの裁決を真剣に評価し、またWTOのルールに基づき資源製品に対する科学的管理を行い、持続的な発展を実現する」という見解を表明する一方で、中国の通商法専門家の間には、一連の輸出規制の目的が資源保全・環境保護にあり、WTO整合的に一連の措置の維持が可能であるとの見解が根強く存在することも伝えられている<sup>48</sup>。

また、本件に関連して、2012年3月13日、日本政府は、米国及びEUとともに、各種レアアース（セリウム、ランタン、イットリウム等）、タングステン及びモリブデンに対して中国が実施している輸出規制について、WTO協定に基づく協議を要請した<sup>49</sup>。これらの原材料に対して中国が行っている輸出規制の内容は、本件同様、輸出税、輸出数量の制限及び最低輸出価格制度であり、ほぼ同様の論点について改めてパネルの判断

---

<sup>46</sup> GATT における輸入制限に関する規定に基づく具体的な議論として、松下、前掲註 20、1237-1239 頁及び Mitsuo Matsushita, “Export Control of Natural Resources: WTO Panel Ruling on the Chinese Export Restrictions of Natural Resources,” *Trade, Law and Development*, Vol. 3, No. 2 (Fall, 2011), pp. 289-294.

<sup>47</sup> FTA/EPA の関連規定や欧州委員会における対応に言及した議論として、川島、前掲註 1、42-43 頁

<sup>48</sup> 「【中証視点】中国レアメタルの輸出規制を WTO が規則違反認定」『中国証券報（日本語版）』2012年2月1日。

<sup>49</sup> China — Measures Related to the Exportation of Rare Earths, Tungsten and Molybdenum (DS431, DS432, DS433).

が問われることが予想される<sup>50</sup>。この件についても、本年4月8日に、レアアースの鉱山、製錬、分離、応用などに関連企業・団体155機関が参加する業界団体として北京で「中国レアアース業協会」の設立大会が開催され、今後も資源及び環境保護の必要性とともに国内事業者の再編強化の観点から生産制限を含めた政策の維持強化の意思が伝えられている<sup>51</sup>。

---

<sup>50</sup> 本件協議要請に関する資料は、平成24年3月13日公表のプレスリリース「中国による原材料3品目の輸出規制についてWTO協定に基づく協議を要請」及び、経済産業省産業構造審議会・第20回廃棄物・リサイクル小委員会（H24.03.30）の参考資料2（経済産業省HP掲載）参照。

<sup>51</sup> 「中国で「レアアース業協会」発足...背景は貿易摩擦・業界を組織」『サーチナ』2012年4月9日。また、途上国・新興国による天然資源に対する輸出規制をめぐる現状をWTO体制の構造的な欠陥として、今後のラウンド交渉のアジェンダとすべきだとする主張として、Bin GU, “Mineral Export Restraints and Sustainable Development-Are Rare Earths Testing the WTO's Loopholes?,” *J Int Economic Law*, Vol. 14, No. 4 (2011), pp. 765-805.



## 参考資料 1 : 関連文献

### 論文・ノート

Bin GU, “Mineral Export Restraints and Sustainable Development—Are Rare Earths Testing the WTO’s Loopholes?,” *J Int Economic Law*, Vol. 14, No. 4 (2011), pp. 765-805.

川島富士雄「中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応（特集 経済のグローバル化と国際経済法の諸課題）（グローバル化の中での国益保護）」『ジュリスト』1418号（2011年）37-43頁。

関根豪政「GATT20条b項及びg項の解釈—整合的な解釈の可能性と限界」法学政治学論究（71）189-221頁 2006

水野亮・成ヒョン「中国のレアメタルに関する貿易・投資制限的な措置について」（日本貿易振興機構）JETRO WTO/FTA Column Vol. 50(2008/1/9)

### 評釈

川島富士雄「【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置(WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R)—非GATT規定違反のGATT20条正当化の可否を中心に—」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-013, (2011)。

松下満雄「中国鉱物資源輸出制限に関する WTO パネル報告書—天然資源の輸出制限と WTO/ガット体制」『国際商事法務』39巻9号（2011年）1231-1239頁。

松下満雄・清水章雄・中川淳司編著『ケースブック WTO 法』（有斐閣、2009年）

Mitsuo Matsushita, “Export Control of Natural Resources: WTO Panel Ruling on the Chinese Export Restrictions of Natural Resources,” *Trade, Law and Development*, Vol. 3, No. 2 (Fall, 2011), pp. 267-295.

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary, Panel Reports, China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials (WT/DS394, 395, 398/R)

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary, Appellate Body Reports, China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials

(WT/DS394, 395, 398/AB/R)

**資料**

経済産業省監修、荒木一郎、西忠雄共訳『全訳 中国 WTO 加盟文書』（蒼蒼社、2003 年）

経済産業省『2011 年版 不公正貿易報告書～WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』

GATT/WTO Dispute Settlement Practice Relating to GATT Article XX, Paragraphs (b), (d) and (g), Note by the Secretariat, WT/CTE/W/203, 8 March 2002

## 参考資料 2 : 関連条文

### 中国 WTO 加盟議定書

#### 第1条 全般的規定

2. 中国が加入する「WTO協定」は、加入の日よりも前に効力を発生した法的文書により訂正され、改正されまたはその他の方法により修正された「WTO協定」である。この議定書（作業部会報告書パラグラフ342に言及された約束を含む）は、「WTO協定」の不可分の一部を成す。

#### 第5条 貿易権

1. 「WTO協定」と適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、加入後3年以内に、中国内のすべての企業が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようにする。ただし、この議定書に従って依然国家貿易の対象となるものとして附属書2Aに掲げられた物品については、この限りでない。ここで貿易権とは、物品を輸入または輸出する権利をいう。そのようにして輸出入された物品は、「1994年のガット」第3条とりわけ第3条4の規定に従い、その国内販売、販売の申し出、購入、輸送、流通または使用（最終使用者との直接接触を含む）に関し内国民待遇を与えられる。附属書2Bに掲げられた物品については、当該附属書のスケジュール表に従い、貿易権の付与に際しての制約を段階的に撤廃する。中国は、経過期間中に、これらの規定を実施するためのすべての立法手続を完了する。

2. この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業（中国に投資も登録もしていない個人および企業を含む）は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。

#### 第11条 輸出入品に課される税および課徴金

3. 中国は、この議定書の附属書6に特定して記載されているか、または「1994年のガット」第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税および課徴金をすべて廃止する。

#### 附属書 6

注： 中国は本附表中の関税水準が最高水準であり、これを超えることがないことを確認した。さらに例外的な状況を除き現在実施している税率を超えないことも確認した。これらの状況が出現した際には、関税引上げ実施の前に影響を受ける加盟国と協議し、双方が等しく受け入れ可能な解決方法に達することを期す。

## 作業部会報告書

83 中国代表は、3年間の経過期間中、中国が貿易権の範囲および取得可能性を段階的に自由化していくことを確認した。

(a) 中国代表は、中国が加入と同時に中国企業および外国投資企業の双方について輸出権を取得または維持する基準として、輸出実績、輸出入均衡、外国為替均衡および（たとえば輸入および輸出における）事前経験要件を撤廃する旨を確認した。

(b) 全額中国出資企業に関し、中国代表は、外国投資企業はその承認された事業範囲に基づき限定された貿易権を取得するものの、現時点では、全額中国出資企業についても当該権利の申請が必要とされており、また、関連当局は当該申請を承認するために単一の最低基準を適用していると述べた。こうした承認手続を加速化し、貿易権の取得可能性を増加するため、中国代表は、中国は貿易権を取得するための最低登録資本要件（全額中国出資企業に対してのみ適用される）を、第1年について500万人民元、第2年について300万人民元、第3年に100万人民元へと削減し、貿易権の段階的導入期間終了時に審査承認制度を撤廃することを確認した。

(c) 中国代表はまた、段階的導入期間中、中国は外国投資企業に対する貿易権の範囲および取得可能性を段階的に自由化することを確認した。当該企業は、次のスケジュールに基づき、新規のまたは追加的な貿易権を供与される。加入の1年後から外国投資比率が過半数に満たない合弁企業は完全な貿易権を供与される。また、加入の2年後に、外国投資比率が過半数を超えている合弁企業も完全な貿易権を供与される。

(d) 中国代表はさらに、加入後3年以内に、中国におけるすべての企業は貿易権を供与されることを確認した。外国投資企業は、輸出入を行うために特定の形態でまたは別個の事業体として設立することを要求されず、輸出入を行うために流通業についての新たな事業許可を必要とされない。

作業部会は、これらの約束に留意した。

84 (a) 中国代表は、中国が加入後3年以内に貿易権に関する審査および承認の制度を撤廃することを再確認した。その時点で、中国は、中国におけるすべての企業ならびに外国企業および外国人（WTO加盟国の個人事業者を含む）に対し、すべての物品（ただし、議定書案の附属書2Aに列挙された品目について、国家貿易企業による輸出入のために留保された割合の部分を除く）を中国の関税地域内において輸出し、また、輸入する権利を認めることとなる。ただし、この権利は、輸入者が物品を中国内で流通させることを認めるものではない。流通サービスの提供は、「GATS」に基づく中国の約束表に従って行われる。

(b) 外国企業および外国人（WTO加盟国の個人事業者を含む）に対する貿易権の供与に関し、中国代表は、当該権利が無差別かつ裁量の入らない方法で供与されることを確認した。同代表はさらに、貿易権を取得するためのすべての要件は関税および財政目的のみのものであり、貿易障壁を構成しないことを確認した。中国代表は、貿易権を有する外国企業および外国人が輸入許可、TBTおよびSPSに関する要件といった、輸出入に係する「WTO協定」と合致した要件を遵守しなければならないことを強調したが、最低資本および事前経験に関する要件は適用しないことを確認した。

作業部会は、これらの約束に留意した。

155 作業部会構成国のうち若干のものは、輸出に対して排他的に適用される税および課徴金について懸念を提起した。これらの国の見解では、当該税および課徴金は、ガット第8条を遵守して適用されるか、または議定書案附属書6に列挙されている場合を除き、撤廃されるべきであるとされた。

162 中国代表は、中国が非自動輸出許可および輸出制限に関してWTOの規定を遵守することを確認した。「対外貿易法」はガット上の要件と適合させるものとされた。さらに、輸出制限および許可は、加入の日以後は、ガットの規定によって正当化される場合についてのみ適用される。作業部会は、これらの約束に留意した。

165 中国代表は、加入の時点で、輸出に関する残存非自動輸出制限は毎年WTOへ通報され、また、「WTO協定」または議定書案に基づき正当化される場合を除き撤廃されることを確認した。作業部会は、この約束に留意した。

170 中国代表は、加入の時点で、中国は輸入品および輸出品に賦課されるすべての手数料、課徴金または税に関係する法令および規則を「1994年のガット」第1条、第3条2および第3条4ならびに第11条1を含むWTO上の義務と完全に適合させること、かつ、当該法令および規則をこれら義務と完全に適合した形で実施することを確保することを確認した。作業部会は、この約束に留意した。

（経済産業省監修、荒木・西共訳『全訳 中国WTO加盟文書』（蒼蒼社、2003年）より抜粋）